

写

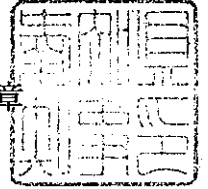
2 環 活 第 2 9 3 号

令和 2 年 1 0 月 2 6 日

愛知県環境影響評価審査会

会長 松 尾 直 規 様

愛知県知事 大 村 秀 章



環境影響評価指針の一部改正について（諮問）

愛知県環境影響評価条例（平成 10 年愛知県条例第 47 号。以下「条例」という。）
第 4 条第 1 項の規定に基づく環境影響評価指針（平成 11 年愛知県告示第 445 号。以
下「指針」という。）の一部改正にあたり、下記の事項について条例第 4 条第 4 項の
規定に基づき、貴審査会の意見を求めます。

記

指針別表第 1 及び別表第 2 について、別添のとおり一部改正すること。

担当 環境局環境政策部環境活動推進課

環境影響評価グループ

電話 052-954-6211 (ダイヤル)

説 明

環境影響評価指針（平成 11 年愛知県告示第 445 号）は、愛知県環境影響評価条例（平成 10 年愛知県条例第 47 号）に基づき、環境影響評価が科学的知見に基づき適切に行われるための指針として策定されております。

また、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号。以下「法」という。）においては、対象事業の種類ごとに、環境影響評価の実施方法を規定した主務省令が定められております。

先般、法の規定に基づく主務省令のうち、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」において、風力発電設備の導入をより短期間で円滑に実現できるよう、風力発電所に係る参考項目が簡素化の観点から見直され、令和 2 年 8 月 31 日に同省令が改正・施行されております。

これに伴って、主務省令と同様に、環境影響評価指針における参考項目及び参考手法を見直す必要があるため、別添のとおり一部改正することについて、貴審査会の意見を求めるものです。

別表第1 参考項目（第16関係）

1 線的開発

環境要素の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在	土地又は工作物の供用						
			資材等の搬入及び搬出	建設機械の稼働等	掘削、盛土等の土工	在埋地立地地改変及び並びに工作物等に造成の存在	線の開発（内陸）					線の開発（水面）	
							自動車の走行	休憩所の供用	列車及び車両の走行	用舎及び車両基地の供	航空機の運航	飛行場の施設の供用	岸ダムの堤体、せき等の供用、堰の護
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	硫黄酸化物		○*1									
		窒素酸化物	○	○			○			○	○		
		浮遊粒子状物質	○				○			○	○		
		粉じん等	○	○	○								
	騒音及び超低周波音	建設作業等騒音		○									
		道路交通騒音	○				○						
		鉄道騒音							○				
		航空機騒音								○			
	振動	建設作業等振動		○									
		道路交通振動	○				○						
		鉄道振動							○				
	水質	水素イオン濃度			○*1								
		水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)						○		○		○	○
		水の濁り(浮遊物質量)			○			○		○			○
		溶存酸素量											○
		富栄養化						○		○		○	○
	水底の底質			○*1									
	地形及び地質	重要な地形及び地質				○							
地盤環境(地盤の安定性)				○*1	○*1								
地盤・土壌	地盤環境(地盤沈下)			○*1	○*1								
	土壌環境			○									
	地下水の状況及び地下水質	地下水の状況		○	○								
	地下水質				○								
日照阻害					○*2								
その他の環境要素	水温											○	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地		○	○	○	○						
	植物	重要な種及び群落			○	○							
	生態系	地域を特徴付ける生態系			○	○							
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境の創造を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観				○							
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○			○							
	地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況		○			○							
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	残土その他の副産物			○								
	温室効果ガス等	温室効果ガス等	○	○									

備考 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものを参考項目として示すものである。
 2 「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
 3 「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。
 4 「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
 5 「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
 6 「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
 7 「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
 8 「線の開発（内陸）」とは、条別表第1号、第3号及び第4号に掲げる事業の種類をいう。
 9 「線の開発（水面）」とは、条別表第2号に掲げる事業の種類をいう。

注 *1は線の開発（水面）に、*2は工作物等の存在について、参考項目として適用する。

2 点的開発

環境要素の区分		影響要因の区分	工事の実施			土地又は工 作物の存在	土地又は工作物の供用					
			資材等 の搬入 及び搬 出	建設 機械 の稼働 等	掘削 、盛土 等の土 工	在理地 立形改 変及び 並びに 工作物 等に造 成の地 存、	点的開発					
							ばい煙 の排出	機械等 の稼働	風力発 電設備 の稼働	汚水の 排出	冷温排 水	び製品 、廃棄 物等の 搬入及 び搬出
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	硫酸化合物					○					
		窒素化合物	○	○			○					○
		浮遊粒子状物質	○				○					○
		粉じん等	○	○	○							
		有害物質等					○					
	騒音及び超低周波音	建設作業等騒音		○				○	○			
		道路交通騒音	○									○
	振動	建設作業等振動		○				○				
		道路交通振動	○									○
	水質	水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)								○		
		水の濁り(浮遊物質量)			○							
		富栄養化								○		
		有害物質等								○		
	地形及び地質	重要な地形及び地質				○						
地盤・土壌	土壌環境			○								
地下水の状況及び地下水質	地下水の状況			○	○							
	地下水質				○							
日照阻害					○*							
その他の環境要素	流向及び流速									○		
	水温									○		
	風車の影							○				
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地		○	○	○		○	○			
		海域に生息する動物									○	
	植物	重要な種及び群落			○	○				○		
		海域に生育する植物									○	
生態系	地域を特徴付ける生態系			○	○		○	○	○			
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境の創造を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観				○						
		人と自然との触れ合いの活動の場	○			○						
	地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況	○			○							
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物					○			○		
		残土その他の副産物			○							
	温室効果ガス等	温室効果ガス等	○	○			○					

注 *は、工作物等の存在について参考項目として適用する。

3 面的開発等

環境要素の区分		影響要因の区分			工事の実施	土地又は工作物の存在	土地又は工作物の供用																		
		資材等の搬入及び搬出	建設機械の稼働等	掘削、盛土等の土工	在埋地立形地及び並びに工作物等に造成地、存	廃棄物の最終処分				面的開発															
						廃棄物の搬入	埋立用機械等の稼働	廃棄物の存在・分解	汚水の排出	ばい煙の排出	汚水の排出	機械等の稼働	太陽電池発電設備の稼働	び製品、廃棄物等の搬入及び搬出	環境に負荷を与える活	取の行為									
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	硫酸化合物			○						○														
		窒素化合物		○	○					○															
		浮遊粒子状物質		○						○															
		粉じん等		○	○	○				○					○*4									○	
	騒音及び超低周波音	建設作業等騒音			○						○					○									
		道路交通騒音		○						○															
	振動	建設作業等振動			○						○					○									
		道路交通振動		○						○															
	悪臭											○													
		水質	水素イオン濃度				○								○*4										
			水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)					○*1				○				○									
			水の濁り(浮遊物質)				○	○*3				○				○*4									
			富栄養化									○				○									
	有害物質等									○				○*4											
	水底の底質				○									○*4											
	地形及び地質		重要な地形及び地質					○																	
	地盤・土壌	地盤環境(地盤の安定性)			○*2		○*2																○		
		地盤環境(地盤沈下)			○*2		○*2																○		
		土壌環境			○																			○	
	地下水の状況及び地下水質	地下水の状況			○		○																○		
		地下水質					○																	○	
	日照障害							○*5																	
	その他の環境要素	流向及び流速					○*1																		
水温																									
反射光						○*3																			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地			○	○					○			○									○		
		海域に生息する動物					○*1																		
	植物	重要な種及び群落				○	○					○			○								○		
		海域に生育する植物					○*1																		
生態系	地域を特徴付ける生態系			○	○						○			○								○			
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境の創造を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観					○																		
		人と自然との触れ合いの活動の場		○			○			○															
	地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況		○				○			○															
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物					○*3																○		
		残土その他の副産物				○																		○*4	
	温室効果ガス等	温室効果ガス等		○	○					○	○	○											○		

備考 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものを参考項目として示すものである。
2 「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
3 「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。
4 「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。
5 「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
6 「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
7 「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
8 「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
9 「廃棄物の最終処分」とは、条例別表第6号に掲げる事業の種類のうち一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場をいう。
10 「面的開発」とは、条例別表第5号(太陽電池発電所に限る。)及び第10号から第19号までに掲げる事業の種類をいう。

注 *1は埋立事業等に、*2は廃棄物の最終処分及び面的開発に係る対象事業に、*3は条例別表第5号(太陽電池発電所に限る。)に掲げる事業に、*4は条例別表第18号に掲げる事業に、*5は工作物等の存在について、参考項目として適用する。

別表第2 参考手法（第18関係）

参考項目		参 考 手 法
環境要素の区分	影響要因の区分	
硫黄酸化物	工事の実施 建設機械の稼働等 土地又は工作物の供用 ばい煙の排出	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 <ol style="list-style-type: none"> (1) 二酸化硫黄の濃度の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 二酸化硫黄の濃度の状況 二酸化硫黄に係る環境基準に規定する二酸化硫黄の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）第1条の2又は第1条の3に基づく技術上の基準による測定の方法 3 調査地域 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫黄酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫黄酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯 6 予測の基本的な手法 大気拡散式に基づく理論計算 7 予測地域 調査地域のうち、硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 8 予測地点 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における硫黄酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 9 予測対象時期等 次のうち、いずれかの時期とする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 建設機械の稼働等による硫黄酸化物に係る環境影響が最大となる時期 (2) 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期
窒素酸化物	工事の実施 資材等の搬入及び搬出 建設機械の稼働等 土地又は工作物の供用 自動車の走行 航空機の運航	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 <ol style="list-style-type: none"> (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報についてはそれぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する窒素酸化物の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第1条の2又は第1条の3に基づく技術上の基準による測定の方法

	<p>飛行場の施設の供用</p> <p>ばい煙の排出</p> <p>製品、廃棄物等の搬入及び搬出</p> <p>廃棄物の搬入</p>	<p>3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 次のうち、いずれかの時期とする。 (1) 資材等の搬入及び搬出に用いる自動車の運行による窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期 (2) 建設機械の稼働等による窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期 (3) 計画交通量の発生が見込まれる時期 (4) 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
<p>浮遊粒子状物質</p>	<p>工事の実施 資材等の搬入及び搬出</p> <p>土地又は工作物の供用 自動車の走行</p> <p>航空機の運航</p> <p>飛行場の施設の供用</p> <p>ばい煙の排出</p> <p>製品、廃棄物等の搬入及び搬出</p> <p>廃棄物の搬入</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報についてはそれぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 大気の汚染に係る環境基準に規定する浮遊粒子状物質の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第1条の2又は第1条の3に基づく技術上の基準による測定の方法</p> <p>3 調査地域 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>

		<p>8 予測地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて予測地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 次のうち、いずれかの時期とする。</p> <p>(1) 資材等の搬入及び搬出に用いる自動車の運行による浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大となる時期</p> <p>(2) 計画交通量の発生が見込まれる時期</p> <p>(3) 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
粉じん等	<p>工事の実施 資材等の搬入及び搬出</p> <p>建設機械の稼働等</p> <p>掘削、盛土等の土工</p> <p>土地又は工作物の供用</p> <p>埋立用機械等の稼働</p> <p>機械等の稼働</p> <p>製品、廃棄物等の搬入及び搬出</p> <p>鉱物の掘採又は土石の採取の行為</p>	<p>1 調査すべき情報 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 次のうち、いずれかの時期とする。</p> <p>(1) 資材等の搬入及び搬出に用いる自動車の運行による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p> <p>(2) 建設機械の稼働等による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p> <p>(3) 掘削、盛土等の土工による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p> <p>(4) 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
有害物質等	<p>土地又は工作物の供用 ばい煙の排出</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 有害物質等の濃度の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 有害物質等の拡散の特性を踏まえて有害物質等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 有害物質等の拡散の特性を踏まえて調査地域における有害物質等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p>

		<p>5 調査期間等 有害物質等の拡散の特性を踏まえて調査地域における有害物質等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、有害物質等の拡散の特性を踏まえて有害物質等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 有害物質等の拡散の特性を踏まえて予測地域における有害物質等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
建設作業等 騒音	工事の実施 建設機械の稼働等	<p>1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（騒音の状況については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第15条第1項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 建設機械の稼働等による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
	土地又は工作物の供用 機械等の稼働 風力発電設備の稼働 太陽電池発電設備の稼働	<p>1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>

	<p>埋立用機械等の稼働</p>	<p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
<p>道路交通騒音</p>	<p>工事の実施 資材等の搬入及び搬出</p> <p>土地又は工作物の供用 自動車の走行</p> <p>製品、廃棄物等の搬入及び搬出</p> <p>廃棄物の搬入</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 道路交通騒音の状況 (2) 沿道の状況 (3) 対象事業により新設又は改築される道路の沿道の状況 (4) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（道路交通騒音の状況については騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 次のうち、いずれかの時期とする。 (1) 資材等若しくは製品、廃棄物等の搬入及び搬出に用いる自動車の運行による騒音に係る環境影響が最大となる時期 (2) 計画交通量の発生が見込まれる時期</p>
<p>鉄道騒音</p>	<p>土地又は工作物の供用 列車及び車両の走行</p>	<p>1 調査すべき情報 騒音の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については</p>

		<p>それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>(1) 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について(平成7年12月20日環境庁在来鉄道騒音指針検討会)に準拠した騒音の測定方法</p> <p>(2) 新幹線鉄道又は新幹線鉄道規格新線に係る鉄道施設の改良の事業にあつては新幹線鉄道騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
航空機騒音	土地又は工作物の供用 航空機の運航	<p>1 調査すべき情報 騒音の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(飛行場及びその施設の設置の事業にあつては騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を、飛行場及びその施設の変更の事業にあつては航空機騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行規則(昭和49年運輸省令第6号)第1条第1項に規定する算定方法若しくは、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則(昭和49年総理府令第43号)第1条に規定する算定方法</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>

建設作業等 振動	工事の実施 建設機械の稼働等	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 <ol style="list-style-type: none"> (1) 振動の状況 (2) 地盤の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯 6 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 7 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 8 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点 9 予測対象時期等 建設機械の稼働等による振動に係る環境影響が最大となる時期
	土地又は工作物の供用 機械等の稼働 埋立用機械等の稼働	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 <ol style="list-style-type: none"> (1) 振動の状況 (2) 地盤の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯 6 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 7 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 8 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点 9 予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期

<p>道路交通振動</p>	<p>工事の実施 資材等の搬入及び搬出</p> <p>土地又は工作物の供用 自動車の走行</p> <p>製品、廃棄物等の搬入及び搬出</p> <p>廃棄物の搬入</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 道路交通振動の状況</p> <p>(2) 沿道の状況</p> <p>(3) 対象事業により新設又は改築される道路の沿道の状況</p> <p>(4) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>(5) 地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（振動の状況については、振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法</p> <p>振動レベルの80パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>7 予測地域</p> <p>調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等</p> <p>次のうち、いずれかの時期とする。</p> <p>(1) 資材等若しくは製品、廃棄物等の搬入及び搬出に用いる自動車の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期</p> <p>(2) 計画交通量の発生が見込まれる時期</p>
<p>鉄道振動</p>	<p>土地又は工作物の供用 列車及び車両の走行</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 振動の状況</p> <p>(2) 地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（振動の状況については、振動規制法施行規則別表第2備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p>

		<p>7 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
悪臭	<p>土地又は工作物の供用 廃棄物の存在・分解</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 悪臭の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（臭気指数については、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第1条の規定により環境大臣が定める方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる区域</p> <p>4 調査地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて調査区域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 悪臭の拡散の特性を踏まえて調査区域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期又は時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>7 予測区域 調査区域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる区域</p> <p>8 予測地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて予測区域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
水素イオン濃度	<p>工事の実施 掘削、盛土等の土工</p> <p>土地又は工作物の供用 汚水の排出</p>	<p>1 調査すべき情報 水素イオン濃度及びその調査時における流量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（水素イオン濃度の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する水素イオン濃度の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる区域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法</p>

		<p>事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて予測地域における水素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 工事による水素イオン濃度に係る環境影響が最大となる時期</p>
水の汚れ	<p>土地又は工作物の存在</p> <p>地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在</p> <p>土地又は工作物の供用</p> <p>休憩所の供用</p> <p>駅舎及び車両基地の供用</p> <p>飛行場の施設の供用</p> <p>ダムの堤体、<small>せき</small>堰の護岸等の供用</p> <p>汚水の排出</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 国又は関係する地方公共団体による水質に係る規制等の状況</p> <p>(2) 河川にあつては生物化学的酸素要求量の状況（その調査時における流量の状況を含む。）、海域又は湖沼にあつては化学的酸素要求量の状況</p> <p>(3) 流れの状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法</p> <p>生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の物質の収支に関する計算、事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域</p> <p>調査地域のうち、水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点</p> <p>水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等</p> <p>次のうち、いずれかの時期とする。</p> <p>(1) 埋立てにあつては護岸の工事及び埋立ての工事、干拓にあつては干拓の工事がしゅん功した時期</p> <p>(2) 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
水の濁り	<p>工事の実施</p> <p>掘削、盛土等の土工</p> <p>土地又は工作物の存在</p> <p>地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 濁度又は浮遊物質量の状況（河川にあつては、その調査時における流量の状況を含む。）</p> <p>(2) 流れの状況</p> <p>(3) 土質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>

	<p>物等の存在</p> <p>土地又は工作物の供用</p> <p>休憩所の供用</p> <p>駅舎及び車両基地の供用</p> <p>ダム^{せき}の堤体、堰の護岸等の供用</p> <p>汚水の排出</p>	<p>3 調査地域</p> <p>流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の土砂による水の濁りの予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法</p> <p>浮遊物質の物質の収支に関する計算、事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域</p> <p>調査地域のうち、流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点</p> <p>流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等</p> <p>次のうち、いずれかの時期とする。</p> <p>(1) 工事に伴う土砂による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p> <p>(2) 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
<p>溶存酸素量</p>	<p>土地又は工作物の供用</p> <p>ダム^{せき}の堤体、堰の護岸等の供用</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 溶存酸素量の状況</p> <p>(2) 水温の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（溶存酸素量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する溶存酸素量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて溶存酸素量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の溶存酸素量の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて調査地域における溶存酸素量に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて調査地域における溶存酸素量に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法</p> <p>溶存酸素の物質の収支に関する計算、事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域</p> <p>調査地域のうち、流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて溶存酸素量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点</p> <p>流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて予測地域における溶存酸素量に係る環境影響を的確に把握できる地点</p>

		<p>9 予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
富栄養化	<p>土地又は工作物の供用 ダムの堤体、堰の護岸等の供用</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 富栄養化に係る事項及びその調査時における流量の状況 (2) 気象の状況 (3) 水温の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（富栄養化に係る事項のうち、水質汚濁に係る環境基準のあるものの状況については、当該環境基準に規定する測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の富栄養化の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 統計的手法、富栄養化に係る物質の収支に関する計算、事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて予測地域における富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
	<p>土地又は工作物の供用 休憩所の供用 駅舎及び車両基地の供用 飛行場の施設の供用 汚水の排出</p>	<p>1 調査すべき情報 全窒素及び全リンの状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、全窒素及び全リンの状況の情報については環境基準において定められた全窒素及び全リンに係る水質の汚濁についての測定の方法</p> <p>3 調査地域 全窒素及び全リンの拡散の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 全窒素及び全リンの拡散の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 全窒素及び全リンの拡散の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>

		<p>6 予測の基本的な手法 全窒素及び全リンに係る物質の収支に関する計算、事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、全窒素及び全リンの拡散の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 全窒素及び全リンの拡散の特性を踏まえて予測地域における富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
有害物質等	<p>土地又は工作物の供用 汚水の排出</p>	<p>1 調査すべき情報 有害物質等の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、環境基準の定められた項目は環境基準において定められた有害物質等に係る水質の汚濁についての測定の方法</p> <p>3 調査地域 有害物質等の拡散の特性を踏まえて有害物質等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 有害物質等の拡散の特性を踏まえて調査地域における有害物質等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 有害物質等の拡散の特性を踏まえて調査地域における有害物質等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 有害物質等の物質の収支に関する計算、事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、有害物質等の拡散の特性を踏まえて有害物質等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 有害物質等の拡散の特性を踏まえて予測地域における富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
水底の底質	<p>工事の実施 掘削、盛土等の土工</p> <p>土地又は工作物の供用 汚水の排出</p>	<p>1 調査すべき情報 有害物質に係る底質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 しゅんせつ工事等により水底の状況が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 調査地域における底質の状況を把握するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 底質の状況を把握するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 有害物質に係る底質の状況を把握した上で、事例の引用又は解析</p>

		<p>7 予測地域 有害物質の拡散の特性を踏まえてしゅんせつ工事等による有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 有害物質の拡散の特性を踏まえて予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 しゅんせつ工事等による有害物質に係る環境影響が最大となる時期</p>
重要な地形及び地質	<p>土地又は工作物の存在</p> <p>地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 地形及び地質の状況 (2) 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>4 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について、分布及び成立環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測対象時期等 重要な地形及び地質の特性を踏まえて地形及び地質に係る環境影響を適切に予測できる時期</p>
地盤環境 (地盤の安定性)	<p>工事の実施 掘削、盛土等の土工</p> <p>土地又は工作物の存在 地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在</p> <p>土地又は工作物の供用 鉱物の掘採又は土石の採取の行為</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 地形、地質及び地盤の状況 (2) 地盤の安定性の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 地盤についての状況が変化し、それによって地盤の安定性に影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 地盤についての状況が変化し、それによって地盤の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地盤についての状況が変化し、それによって地盤の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間又は時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 地盤環境の特性を踏まえた地盤の安定性に関する地盤工学的解析若しくは事例の引用又は解析</p>

		<p>7 予測地域 調査地域のうち、地盤環境が影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 地盤についての状況が変化し、それによって地盤の安定性に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 地盤についての状況が変化し、それによって地盤の安定性に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
地盤環境 (地盤沈下)	<p>工事の実施 掘削、盛土等の土工</p> <p>土地又は工作物の存在 地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在</p> <p>土地又は工作物の供用 鉱物の掘採又は土石の採取の行為</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 地形、地質及び地盤の状況 (2) 地下水の水位の状況 (3) 地下水の水位低下による地盤沈下の状況 (4) 荷重増加による地盤沈下の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 地形、地質及び地盤の特性を踏まえて荷重の増加又は地下水の水位低下によって地盤沈下が生じるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 地形、地質及び地盤の特性を踏まえて荷重の増加又は地下水の水位低下による地盤沈下に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地形、地質及び地盤の特性を踏まえて荷重の増加又は地下水の水位低下による地盤沈下に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間又は時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 地下水の水理に関する解析又は地盤の圧密に関する事例の引用又は解析 地盤沈下の時間的進行状況と最終沈下の状況の予測</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、地形、地質及び地盤の特性を踏まえて荷重増加又は地下水の水位低下による地盤沈下に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 地形、地質及び地盤の特性を踏まえて荷重の増加又は地下水の水位低下による地盤沈下に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 地形、地質及び地盤の特性を踏まえて荷重の増加又は地下水の水位低下による地盤沈下に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
土壌環境	<p>工事の実施 掘削、盛土等の土工</p> <p>土地又は工作物の供用 鉱物の掘採又は土石の採取の行為</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 土壌の分布と特性 (2) 土地利用及び居住状況 (3) 有害物質による汚染状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 地形の改変を受ける地域及び地質の特性を踏まえて土壌汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 地形の改変により影響を受ける土壌の範囲を把握するとともに地質の特</p>

		<p>性を踏まえて調査地域における土壌汚染に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地質の特性を踏まえて調査地域における土壌汚染に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 土壌汚染に関する解析又は事例の引用若しくは解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、地形が改変される地域及び地質の特性を踏まえて土壌汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 地質の特性を踏まえて予測地域における土壌汚染に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 土壌環境については地形改変後の供用の時期とし、土壌汚染については残留性、蓄積性の汚染であることに留意し、施設の供用が定常状態にあるなど、土壌汚染に係る環境影響を適切に予測できる時期</p>
地下水の状況	<p>工事の実施 掘削、盛土等の土工</p> <p>土地又は工作物の存在 地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在</p> <p>土地又は工作物の供用 鉱物の掘採又は土石の採取の行為</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 地形、地質及び地盤の状況 (2) 地下水の状況 (3) 地下水の利用の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 地形、地質及び地盤の特性を踏まえて地下水の地下水位や地下水流動などの状況が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 地形、地質及び地盤の特性を踏まえて調査地域における地下水の状況に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地形、地質及び地盤の特性を踏まえて調査地域における地下水の状況への環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 地下水の水理に関する解析、事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、地形、地質及び地盤の特性を踏まえて地下水の状況が影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 地形、地質及び地盤の特性を踏まえて予測地域における地下水の状況に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 次のうち、いずれかの時期とする。 (1) 工事により地下水への影響が最大となる時期 (2) 施設が供用されて地下水への影響が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
地下水質	<p>土地又は工作物の存在 地形改変並びに造成地、埋</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 地下水質の状況 (2) 地下水の水位の状況 (3) 地質の状況</p>

	<p>立地及び工作物等の存在</p> <p>土地又は工作物の供用</p> <p>鉱物の掘採又は土石の採取の行為</p>	<p>(4) 地下水の利用の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 地質の特性を踏まえて地下水質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 地下水質の物質の収支に関する計算、事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 地質の特性を踏まえて予測地域における地下水質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 施設が供用されて地下水質に係る環境影響が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
日照阻害	<p>土地又は工作物の存在</p> <p>工作物等の存在</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 土地利用の状況 (2) 地形の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理</p> <p>3 調査地域 土地利用及び地形の特性を踏まえて日照阻害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査期間等 土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することができる時期</p> <p>5 予測の基本的な手法 等時間の日影線を描いた日影図の作成</p> <p>6 予測地域 調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえて日照阻害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>7 予測地点 土地利用及び地形の特性を踏まえて予測地域における日照阻害に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>8 予測対象時期等 施設の設置が完了するなど、日照阻害に係る環境影響を適切に予測できる時期</p>
流向及び流速	<p>土地又は工作物の存在</p> <p>地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在</p>	<p>1 調査すべき情報 流況の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p>

	<p>土地又は工作物の供用 冷温排水</p>	<p>流況特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 流況特性を踏まえて調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流況特性を踏まえて調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 数理モデルによる理論計算又は水理模型実験</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、流況特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測対象時期等 次のうち、いずれかの時期とする。 (1) 流向及び流速に係る環境影響を的確に把握できる時期 (2) 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
水温	<p>土地又は工作物の供用 ダム^{せき}の堤体、堰の護岸等の供用 冷温排水</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 水温及びその調査時における流量の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の水温の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域若しくは冷却水の取水口の前面</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 熱の収支に関する計算、数理モデルによる数値計算、水理模型実験、事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて予測地域における水温に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
風車の影	<p>土地又は工作物の供用 風力発電設備の稼働</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 土地利用の状況 (2) 地形の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理</p>

		<p>3 調査地域 土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて風車の影に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて調査地域における風車の影に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することができる時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 等時間の日影線を描いた日影図の作成</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえて風車の影に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて予測地域における風車の影に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態にあるなど、風車の影に係る環境影響を適切に予測できる時期</p>
反射光	土地又は工作物の存在 地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在	<p>1 調査すべき情報 (1) 土地利用の状況 (2) 地形の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 反射光の特性を踏まえて調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 反射光の特性を踏まえて調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 反射光の特性を踏まえて予測地域における反射光に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
(動物) 重要な種及び注目すべき生息地	工事の実施 建設機械の稼働等 掘削、盛土等の土工	<p>1 調査すべき情報 (1) 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況 (2) 動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 (3) 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況 (4) 代償措置を検討する場合における対象となる動物の特性や、現生息地及び代償措置実施場所の環境条件、類似事例等の状況</p>

	<p>土地又は工作物の存在 地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在</p> <p>土地又は工作物の供用 自動車の走行</p> <p>汚水の排出</p> <p>鉱物の掘採又は土石の採取の行為</p>	<p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域並びに動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる周辺地域</p> <p>4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法 動物の重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
	<p>土地又は工作物の供用 風力発電設備の稼働</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 哺乳類及び鳥類に関する動物相の状況 (2) 動物の重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域並びに動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる周辺地域</p> <p>4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法 動物の重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>海域に生息する動物</p>	<p>土地又は工作物の存在 地形改変並び</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 魚等の遊泳動物、潮間帯生物（動物）、底生生物（動物）、動物プランクトン、卵・稚仔（以下「海生動物」という。）の主な種類及び分布</p>

	<p>に造成地、埋立地及び工作物等の存在</p> <p>冷温排水</p>	<p>の状況</p> <p>(2) 干潟、藻場の分布及びそこにおける動物の生息環境の状況</p> <p>(3) 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>(4) 代償措置を検討する場合における対象となる動物の特性や、現生息地及び代償措置実施場所の環境条件、類似事例等の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域並びに動物の生息の特性を踏まえて海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる周辺地域</p> <p>4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法 海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>(植物) 重要な種及び群落</p>	<p>工事の実施 掘削、盛土等の土工</p> <p>土地又は工作物の存在 地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在</p> <p>土地又は工作物の供用</p> <p>汚水の排出</p> <p>鉱物の掘採又は土石の採取の行為</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 維管束植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況</p> <p>(2) 重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>(3) 特に重要で、なおかつ大きな影響を受けるおそれがある種が存在する場合におけるその種の集団構造及び繁殖特性</p> <p>(4) 代償措置を検討する場合における対象となる植物の特性、現生育地及び代償措置実施場所の環境条件、類似事例等の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域並びに植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る直接的及び間接的環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる周辺地域</p> <p>4 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る直接的及び間接的環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等</p>

		<p>植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る直接的及び間接的環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法 重要な種及び群落について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る直接的及び間接的環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る直接的及び間接的環境影響を的確に把握できる時期</p>
海域に生育する植物	<p>土地又は工作物の存在 地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在</p> <p>土地又は工作物の供用 冷温排水</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 潮間帯生物（植物）、海藻草類及び植物プランクトン（以下「海生植物」という。）の主な種類及び分布の状況 (2) 干潟、藻場の分布及びそこにおける植物の生育環境の状況 (3) 代償措置を検討する場合における対象となる植物の特性、現生育地及び代償措置実施場所の環境条件、類似事例等の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域並びに植物の生育の特性を踏まえて海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる周辺地域</p> <p>4 調査地点 植物の生育の特性を踏まえて調査地域における海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 植物の生育の特性を踏まえて調査地域における海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法 海生植物及び干潟、藻場について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、植物の生育の特性を踏まえて海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測対象時期等 植物の生育の特性を踏まえて海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
地域を特徴付ける生態系	<p>工事の実施 掘削、盛土等の土工</p> <p>土地又は工作物の存在 地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 動植物その他の自然環境に係る概況 (2) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 (3) 代償措置を検討する場合における注目される動植物の種又は生物群集の特性、現生息・生育地及び代償措置実施場所の環境条件、類似事例等の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による定性的、定量的情報の収集並びに</p>

	<p>物等の存在</p> <p>土地又は工作物の供用</p> <p>風力発電設備の稼働</p> <p>汚水の排出</p> <p>冷温排水</p> <p>鉱物の掘採又は土石の採取の行為</p>	<p>当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析（動物種にあっては食物連鎖を通しての他生物との関係及び行動圏、植物種にあっては光をめぐる他生物（人間を含む。）との関係及び生育地の水条件に留意する。）</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観</p>	<p>土地又は工作物の存在</p> <p>地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 景観資源の状況</p> <p>(2) 主要な眺望点の状況</p> <p>(3) 主要な眺望景観の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 景観の特性を踏まえて景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 調査地域における景観の特性を踏まえて調査地域における景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 調査地域における景観の特性を踏まえて調査地域における景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法</p> <p>(1) 景観資源及び主要な眺望点について、新たに創出される景観と既存景観への影響も含めた分布の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>(2) 主要な眺望景観について、完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現手法</p> <p>(3) 眺めの変化の予測視点について、特に視点が限定されていない限り近景域、中景域及び遠景域の三つの領域を網羅するよう、近景域での眺めの変化、中景域での眺めの変化、遠景域での眺めの変化等を各々に明らかにした上で、総合的かつ累積的な影響の把握</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、調査地域における景観の特性を踏まえて景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがある</p>

		と認められる地域 8 予測対象時期等 調査地域における景観の特性を踏まえて景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工事の実施 資材等の搬入及び搬出 土地又は工作物の存在 地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在 土地又は工作物の供用 廃棄物の搬入	1 調査すべき情報 (1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯 6 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 7 予測地域 調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 8 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然と触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期
地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況	工事の実施 資材等の搬入及び搬出 土地又は工作物の存在 地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在 土地又は工作物の供用 廃棄物の搬入	1 調査すべき情報 主要な歴史的文化的環境の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 地域を特徴付ける歴史的文化的環境が影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 調査地域における地域を特徴付ける歴史的文化的環境に係る影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 調査地域における地域を特徴付ける歴史的文化的環境に係る影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期 6 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 7 予測地域 調査地域における地域を特徴付ける歴史的文化的環境に係る影響を受け

		<p>るおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測対象時期等</p> <p>調査地域における地域を特徴付ける歴史的文化的環境に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
廃棄物等	<p>工事の実施</p> <p>掘削、盛土等の土工</p> <p>土地又は工作物の存在</p> <p>地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在</p> <p>土地又は工作物の供用</p> <p>ばい煙の排出</p> <p>汚水の排出</p> <p>環境に負荷を与える活動</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>(1) 廃棄物及び残土その他の副産物の種類ごとの発生量並びにそれらの最終処分量その他の環境への負荷の量の程度の把握</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか、太陽電池発電所にあつては、適切な処理・処分の方策の把握</p> <p>2 予測地域</p> <p>対象事業実施区域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>(1) 工事期間又は事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか、太陽電池発電所にあつては、発電事業の終了時</p>
温室効果ガス等	<p>工事の実施</p> <p>資材等の搬入及び搬出</p> <p>建設機械の稼働等</p> <p>土地又は工作物の供用</p> <p>ばい煙の排出</p> <p>廃棄物の搬入</p> <p>埋立機械等の稼働</p> <p>環境に負荷を与える活動</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>工事の実施又は施設の稼働等に伴い発生する温室効果ガスの発生量その他の環境への負荷の量の程度の把握</p> <p>2 予測地域</p> <p>対象事業実施区域及び温室効果ガスの発生量その他の環境への負荷の量の程度の把握を適切に行うために必要な地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>工事期間又は事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
	<p>土地又は工作物の供用</p> <p>廃棄物の存在・分解</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>メタンについて、対象事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の組成を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>対象事業実施区域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>

備考 1 「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

2 「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希

少性の観点から重要であるものをいう。

- 3 「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。
- 4 「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。
- 5 「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 6 「注目種等」とは、地域を特徴付ける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 7 「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 8 「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 9 「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。